

○議事日程

令和4年10月12日（水） 午前9時30分開議

日程第 1・会議録署名議員の指名

日程第 2・議案第47号 工事請負契約の締結について（令和3年度文命中学校大規模改修工事（債務））

日程第 3・議案第48号 令和4年度開成町一般会計補正予算（第6号）

日程第 4・陳情第 1号 消費税「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」の適用除外者の拡大を求める陳情〔委員会報告〕

追加日程第 1・発議第 1号 消費税インボイス制度の適用除外者の拡大を求める意見書の提出について

○本日の会議に付議した事件

議事日程に同じ

○出席議員（11名）

1番 下山千津子	2番 佐々木昇
3番 武井正広	4番 前田せつよ
6番 星野洋一	7番 井上三史
8番 山本研一	9番 石田史行
10番 井上慎司	11番 湯川洋治
12番 吉田敏郎	

○説明のため出席した者

町長	府川裕一	副町長	加藤一男
教育長	井上義文	参事（兼） 企画政策課長	田中栄之
参事（兼） 総務課長	中戸川進二	財務課長	高橋清一
福祉介護課長	奥津亮一	参事（兼） 子育て健康課長	小宮好徳
参事（兼） 環境上下水道課長	井上新	参事（兼） 学校教育課長	岩本浩二

○議会事務局

事 務 局 長 遠 藤 直 紀 書

記 佐 藤 久 子

○議長（吉田敏郎）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これより令和4年10月随時会議を開催いたします。

午前9時30分 開議

○議長（吉田敏郎）

10月随時会議の議事日程（案）につきましては、本日開催されました議会運営委員会において決定されたものです。

お手元に送付のとおりで、御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

御異議なしと認め、10月随時会議の議事日程につきましては、議事日程表のとおりと決定いたしました。

なお、本随時会議においては新型コロナウイルス感染防止のためマスクの着用と、着座での発言を許可しております。

直ちに日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。開成町議会会議規則第122条の規定により、議長において、4番、前田せつよ議員、6番、星野洋一議員の両名を指名します。

日程第2 議案第47号 工事請負変更契約の締結について（令和3年度文命中学校大規模改修工事（債務））を議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。令和3年度文命中学校大規模改修工事（債務）の工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

それでは御説明申し上げます。議案第47号 工事請負変更契約の締結についての御説明です。

令和3年度文命中学校大規模改修工事（債務）につきまして次のとおり請負変更契約を締結するもので、1契約の目的、令和3年度文命中学校大規模改修工事（債務）。2契約金額、一金2億824万1,000円、うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は1,893万1,000円。3契約の相手方、神奈川県厚木市妻田北1丁目12番6号、山王建設株式会社、代表取締役、高橋学となります。

次ページ、令和3年度文命中学校大規模改修工事（債務）の変更内容を御覧ください。

1 事業内容（当初契約）のうち、変更となるものは工事概要に記載のとおり、1 各所補修工事等の追加、16項目。2 その他追加改修工事、7項目。3 減額項目、2項目となります。

前後いたしますが次ページ、今回の変更理由につきましてでございます。これまで夏休みを中心に工事を進めてきた結果、工事の進捗率はおおむね80%以上程度となっております。今年度は内装を中心に工事を進めている中で、学校からの細部にわたる報告により判明した老朽化や経年劣化等による故障など、不具合箇所の補修・更新の対応に加えまして、生徒の安全・安心の確保や学習活動の効果を高めることなどにつなげるために必要な追加工事・改修を実施するため変更契約をお願いするものでございます。

前ページ、工事概要にお戻りいただきまして、1・2につきましては御覧のとおりになりますが、3の減額項目になります。（1）照明器具の仕様変更に伴う減額につきましては、改修前の照明器具が吊り式の照明であったため、同様の設計としておりましたが、LED化によりまして照度が明るすぎてしまう状況が確認されまして、当初の吊り型から天井固定型に変更したことに伴い製品単価が安価になったこと、工事の手間等が簡素化されたことなどによる減額となります。（2）塗装、教室掲示板クロス貼替及び床フローリングの実施面積減少分の減額につきましては、学校との調整によりまして施行対応の不要箇所が生じたことによる、面積源による減額となります。

次ページを御覧ください。3 事業費になります。事業費につきましては工事内容の変更に伴い、変更前契約金額1億8,977万2,000円に消費税を含む増額分1,846万9,000円を合わせまして、変更後契約金額は2億824万1,000円となります。

なお変更契約に伴う工期の延長等はありません。

最後に大変恐縮ですが、字句の訂正をお願いいたします。工事概要1、（8）「グラウンド」という表記がございますが、「グラウンド」に訂正をお願いいたします。また、工事概要1、（16）「一般教室等」を「一般教室棟」に変更いただきたいことと併せまして、同様に工事概要2の（3）特別教室「等」も同様に「棟」に訂正をお願いいただければと思います。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。

変更理由のところでもパソコン教室の使用用途変更に伴う床改修とありますが、今

後パソコン教室はどういった形で利活用されていくのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

お答えをさせていただきます。

今、固定式の机がパソコン教室には設置されているような状況ですので、それを全て撤去いたしまして、壁を貼り直して何も無いような広い部屋になります。基本的には多目的室というようなことですが、学年全員が入れるようなスペースがごございますので、学年集会等一定程度の人数が集まれる部屋を有効に使っていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。

そうすると、実質的にはもう文命中学校にはパソコン教室は廃止という考え方でよろしいでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

お答えいたします。

基本的に1人1台端末が入ったことで、全員の児童・生徒、また教職員にもパソコンが行き渡っておりますので、一番影響があるのがパソコン部ということになりますけれども、授業に支障がございませんので、その部活動に関しましても確認しましたところ、その1人1台端末で十分に対応が可能ということ、また今後パソコン教室という形で固定した形で構える必要がないということですので、状況に応じてスペックの大きいものが必要という要望があればそこについては予算等で対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第47号 工事請負変更契約の締結について（令和3年度文命中学校大規模改修工事（債務））、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんですね。それでは採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第3 議案第48号 令和4年度開成町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

予算書の説明を順次担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（高橋清一）

それでは、議案第48号 令和4年度開成町一般会計補正予算（第6号）について御説明させていただきます。

資料の3ページを御覧ください。第1表、歳入歳出予算補正です。

歳入になります。14款国庫支出金、2項国庫補助金、補正額6,223万1,000円です。

次に、資料4ページを御覧ください。

歳出になります。2款総務費、1項総務管理費から13款予備費1項予備費までの補正額の計6,223万1,000円です。

歳入歳出ともに6,223万1,000円を増額補正いたしまして、合計額は7億7,926万5,000円とするものでございます。

それでは、補正予算の詳細を、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明させていただきます。8ページを御覧ください。

2、歳入です。

○福祉介護課長（奥津亮一）

それでは8ページ、14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目民生費国庫補助金、14節電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付費補助金、説明欄、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費補助金6,000万円です。歳出で御説明させていただきます電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に充てられるものでございます。補助率は10分の10です。

その下になります。電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事務費補助金223万1,000円です。こちらも歳出で御説明させていただきます電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の給付に関わる電算システムの改修費、会計年度任用職員の報酬、申請書類等の郵送料などに充てられるものです。補助率は10分の10になります。

続いて歳出になります。9ページを御覧ください。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

続きまして歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、7目電算管理費、説明欄、電算システム管理費、町村情報システム共同事業組合負担金88万円の増額でございます。今回の補正要因は細部につきましてはこの次の3款民生費で御説明いたしますが、昨今の物価高騰の影響により、国において低所得世帯に対し1世帯5万円を給付する方針となり、事業を推進するためのシステム改修等の経費として当該システムを管理運用する町村情報システム共同事業組合への負担金を増額するものでございます。

○福祉介護課長（奥津亮一）

続きまして3款民生費、1項社会福祉費、11目電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付関係費、説明欄、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付関係費6,135万1,000円になります。

こちらは令和4年9月9日に開催された国の物価・賃金・生活総合対策本部において、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への負担・影響が大きい低所得世帯、住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり5万円を支給する事業費になります。対象の世帯は住民税非課税世帯と家計急変世帯となっております。住民税非課税世帯については、令和4年9月30日時点で当町に住民登録があり、かつ世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯で、生活保護世帯も含まれます。ただし、住民税均等割が課税されている方の扶養親族のみで構成される世帯は対象外となります。次に家計急変世帯については住民税非課税世帯以外の世帯のうち予期せず、令和4年1月から令和4年12月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和4年度分の住民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯となります。なお、令和4年10月1日以降に入国した者は、住民税非課税世帯に対する給付、家計急変世帯に対する給付ともに支給対象とはなりません。

それでは改めて事業費の内訳を御説明させていただきます。価格高騰緊急支援給付金6,000万円は、住民税非課税世帯1,196世帯と家計急変世帯4世帯の合計1,200世帯に5万円を乗じた金額となります。また、会計年度任用職員報酬が22万2,000円、職員の時間外勤務手当は42万3,000円、会計年度任用職員の通勤費としての旅費が5万7,000円、給付金支給事務に係る消耗品費が5万円、封筒などの印刷製本費が6万9,000円、郵送料が34万6,000円、口座振替手数料が13万2,000円、事務機器等保守業務委託料が5万2,000円となっております。

○参事兼環境上下水道課長（井上 新）

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費、説明欄、グリーンリサイクルセンター運営事業費のトラックスケール修繕工事費147万8,000円でございます。こちらは開成町グリーンリサイクルセンターに設置しております

トラックスケールの荷重センサーが、9月23日から24日未明にかけて台風がまいりましたけれども、そのときの落雷の影響で故障してしまっておりまして、修繕工事を実施するものでございます。

○財務課長（高橋清一）

続いて10ページを御覧ください。13款予備費でございます。今回の補正による歳入歳出の差額について、予備費を147万8,000円の減額により調整いたします。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

3番、武井です。

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の5万円に関してなんですけれども、前回非課税世帯に向けての10万円の給付金というのは臨時特別給付金という形だったんですけれども、今回緊急支援給付金ということですので、やっぱり至急にも時間をかけずにすぐ支給するという事なんですけれども、その辺のスケジュール関係というのはどのようになっているんでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

福祉介護課長

○福祉介護課長（奥津亮一）

それではただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

現在、システム改修が必要ということになりますので、そちらのほうが終わ次第速やかにという形になりますけれども、これまで10万円の給付事務もこちらのほうやっておりますので、そちらの経験を踏まえまして速やかに行っていきたいというふうに考えてございます。やり方なんですけれども、従来どおり確認書をお送りしてという形で、従来どおりのやり方で進めていきたいというふうに考えてございます。

ですので、現時点で速やかにというところしか申し上げられないんですけれども、こちらのほうで現時点で想定しているのは提出書類のこちらへの提出期限は2月の末まで、国のほうは1月の末というふうに明記されているんですけれども、こちらのほうは送る時期もございますので1月末だと当然なかなか御提出いただくのも厳しいだろうということで、そこは2月末にさせていただいて対応させていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

今のところ速やかにとしか言えないということなのですが、緊急となっている以上ぜひ早く、1月できなくて2月だということですが、早くしていただきたいんですが、この激変のところというのは確認書を送りながらというのは、このところがちょっと今まだきちっと理解できていないところなのですが、激変のところに対しても町側から通知をするということなんではないでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

福祉介護課長

○福祉介護課長（奥津亮一）

それではお答えします。

今の激変というのは家計急変のほうということでよろしいでしょうか。家計急変のほうにつきましては、こちらのほう当然そういったものがあるという周知は徹底させていただきますが、どうしても御本人からそういう状況にあるというところを申請書をもって行うような形になります。先ほど私のほうで申し上げた確認書といいますのは、住民税非課税世帯の方々に対してはそちらのほうで対応させていただくというものでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

ほかに。

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木 昇）

2番、佐々木昇です。

今の質問をちょっと聞いておまして、ある意味1つ形としてプッシュ型と言われるもので行われるのかなというところですが、ちょっと今の質問で自分から申請がないとやっぱりそれは受けられないというような形もあるということで、その辺ちょっとプッシュ型としてどうなのかなというのがあるんですけど、この辺の方たちを把握するために、私ちょっと決算でも言いましたけど税務課辺りではこの辺把握されていないんですか。この辺連携取ってうまくできないものなんですか。その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（吉田敏郎）

福祉介護課長

○福祉介護課長（奥津亮一）

それではただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

税務課との連携ということでございますが、住民税非課税世帯につきましては税務課と連携して対象世帯については確認をさせていただくようにしてございます。ただ、家計急変のほうにつきましては、令和4年中の収入が前年と比べて落ちてきたというところがございますので、どうしても確定申告等もこの年明けになるとい

う部分もございますので、現時点では我々ではちょっと把握できない部分があるのかなというふうに認識してございます。

ただ、先ほど申しましたようにこういった給付金がございますというアナウンスは、当然ホームページですとかそういったものを活用しながら周知のほうはさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第48号 令和4年度開成町一般会計補正予算（第6号）、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんですね。それでは採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第4 陳情第1号 消費税「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」の適用除外者の拡大を求める陳情〔委員会報告〕を議題とします。

審査報告を議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（遠藤直紀）

では朗読いたします。

令和4年10月6日。

開成町議会議長、吉田敏郎様。

教育民生常任委員会委員長、山本研一。

陳情審査の報告について。

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、開成町議会会議規則第92条第1項の規定により報告いたします。

記。

受理番号、第1号。

受理年月日、令和4年8月8日。

陳情者の住所及び氏名、神奈川県足柄上郡開成町延沢656番地1、公益社団法人

人開成町シルバー人材センター理事長、小澤清司。

件名、消費税「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」の適用除外者の拡大を求める陳情。

審査の結果、採択すべきもの。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

教育民生常任委員会委員長に報告を求めます。

山本委員長、どうぞ。

○8番（山本研一）

それでは委員会の報告をさせていただきます。

令和4年開成町議会9月定例会議において、教育民生常任委員会に付託されました陳情第1号 消費税「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」の適用除外者の拡大を求める陳情について、去る10月6日、当委員会において審議を行いましたので、審査の経過と結果を御報告いたします。

本陳情の趣旨は、消費税「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されるに当たり、国に対しシルバー人材センターの適用除外を求める意見書の提出を要望するものであります。

当委員会として、シルバー人材センターは地域に密着した就業機会を提供し、高齢者の社会参加などに貢献していること、また報酬よりも社会参加・健康維持に重きを置いた生きがい就業をしている会員により事業運営されていることなどを踏まえ、インボイス制度が導入され適用された場合の影響等について委員間で慎重に審議しました。

委員からは、「インボイス制度がこのまま適用された場合、シルバー人材センターの事業に及ぼす影響は非常に大きく、事業運営が困難となる可能性がある」、「公益法人であるシルバー人材センターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源がないことから、安定的な事業運営が可能となる特別措置が望まれる」などの意見がありました。こうした議論を踏まえ、採決の結果、本陳情は賛成全員で採択すべきものと決定しました。

報告は以上です。御審議のほどお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

陳情第 1 号 消費税「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」の適用除外者の拡大を求める陳情について、採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございません。それでは採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって採択することに決定いたしました。

暫時休憩とします。再開を 10 時 15 分とします。

失礼いたしました。私時計の読み間違いをしまして、再開を 10 時 25 分とします。失礼いたしました。

午前 10 時 00 分

○議長（吉田敏郎）

再開いたします。

午前 10 時 25 分

○議長（吉田敏郎）

陳情第 1 号 消費税「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」の適用除外者の拡大を求める陳情については、採択することに決定いたしましたが、休憩中にこの陳情に関する意見書案が教育民生常任委員会より提出をされました。本 10 月随時会議の追加議事日程（案）につきましては、先ほど開催されました議会運営委員会において決定されたものです。

お手元に送付のとおり、意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることで、御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

御異議なしと認め、本 10 月随時会議の追加議事日程につきましては、追加議事日程表のとおりと決定をいたしました。

それでは追加日程第 1 発委第 1 号 消費税インボイス制度の適用除外者の拡大を求める意見書の提出についてを議題とします。

趣旨説明を提出者である教育民生常任委員会委員長に求めます。

山本委員長、どうぞ。

○8 番（山本研一）

それでは提案理由を御説明いたします。議会が適格請求書等保存方式（インボイス制度）の適用除外者の拡大を求める陳情を採択したことに伴い、地方自治法第 99 条の規定により、関係行政長に意見書を提出します。

それでは、発議第 1 号について趣旨及び概要を御説明させていただきます。

令和 5 年 10 月 1 日から複数税率に対応した消費税の仕入税額の方式として、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されます。適格請求書等保存方式（イ

ンボイス制度)の適用除外者の拡大を求める陳情の陳情者は「開成町シルバー人材センター」になりますが、インボイス制度がこのまま適用されることはシルバー人材センターの事業に及ぼす影響は非常に大きく、事業運営が困難となる可能性があります。意見書案を提出する趣旨は、公益法人であるシルバー人材センターの運営が原則収支相償であり、新たな税負担の財源がないことに鑑み、インボイス制度導入後も安定的な事業運営が可能となる特別措置の実施が図られるよう、国に対し強く要望するためであります。

それでは意見書(案)を朗読いたします。

消費税インボイス制度の適用除外者の拡大を求める意見書(案)。

2019年の消費税率10%への引上げに合わせて、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度(適格請求書等保存方式)が導入され、2021年10月から課税事業者登録が始められた。しかし、日本商工会議所や全国中小業団体中央会、日本税理士会連合会をはじめ、様々な団体・個人から制度の廃止や実施延期を求める声が上がっている。

これまで、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であれば消費税の納税は免除されていたが、インボイス制度の登録事業者になれば売上高にかかわらず納税義務が発生する。一方、消費税の仕入税額控除を受けるためには登録事業者の発行する適格請求書が必要となる。そのため、免税事業者は取引を避けられかねず、登録してもしなくても零細事業者・個人事業主などには従前に比べて負担がかかることになる。例えば、全国約70万人のシルバー人材センターの会員も請負・委託契約の場合、納税義務者である。そのためシルバー人材センターが仕入税額控除を受けようとするれば会員である高齢者は消費税を納めなければならなくなる。

全国シルバー人材センター事業協会東京によると、会員が受け取る配分金は全国平均で月8日から10日就業した場合、月額3万から5万円程度しかない。多くの中小・零細事業者はコロナ危機のもと、事業継続・雇用維持に懸命に取り組んでおり、インボイス制度への登録、経理事務の変更準備に取りかかる状況にはない。これ以上の負担を課すことは、コロナ禍からの経済再生を阻害することにもつながる。よって、国及び政府においては中小企業や個人事業主の事業存続と再生、ひいては日本経済振興のために2023年10月からの消費税インボイス制度の適用除外者を拡大するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月12日。

衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、財務大臣殿、厚生労働大臣殿、経済産業大臣殿。

神奈川県足柄上郡開成町議会議長、吉田敏郎。

以上でございます。審議のほどお願いいたします。

○議長(吉田敏郎)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

(「なし」という者多数)

○議長(吉田敏郎)

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○議長(吉田敏郎)

討論がないようですので、採決を行います。

発議第 1号 消費税インボイス制度の適用除外者の拡大を求める意見書の提出について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんですね。それでは採決を締め切ります。

(賛成全員)

○議長(吉田敏郎)

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

それでは意見書の(案)の文字を削除してください。

以上をもちまして、本10月随時会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。これにて散会をいたします。

お疲れさまでした。

午前10時33分 散会

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証する。

開成町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員